

議案第 55 号

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。